

登別市いじめ防止基本方針

平成28年2月

登別市教育委員会

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されるものではありません。

いじめは、学校を含めた社会全体の課題であり、社会総がかりで対策を進めるため、国は平成 25 年 6 月に「いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）」を制定し、同年 10 月に「いじめの防止等のための基本的な方針」を策定しました。このことを受け当市においては、平成 26 年 3 月までに市内全小中学校で「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を策定し、その後に行われた「北海道いじめの防止等に関する条例」並びに「北海道いじめ防止基本方針」を参酌して、登別市教育委員会（以下「市教委」という。）と学校とが連携を深めるとともに、各学校ではいじめ根絶を目指して様々な取組を進めてまいりました。

しかしながら、依然としていじめによる痛ましい事件が全国的に発生していることから、市教委と学校・家庭・地域・関係機関が連携し、いじめの根絶に向けた取組を共通認識のもと一体となって進めるとともに、いじめの防止等のための組織的な対応を一層確実なものにするために、「登別市いじめ防止基本方針」（以下「市基本方針」という。）を策定しました。

この基本方針に基づき、かけがえのない存在である児童生徒一人ひとりが、元気で明るく学び、健やかに成長していくことができるよう、いじめの防止等の対策にこれまで以上に取り組んでまいります。

目 次

はじめに	
I 対策の基本的な方向に関する事項	1
1 いじめ防止等の対策に関する基本理念	1
2 いじめの定義	2
3 いじめの具体的な様態	3
4 重大事態のおさえ	4
5 いじめの要因	4
6 登別市教育委員会の責務	5
7 学校・教職員の責務、保護者・児童生徒・市民及び地域の役割	6
II 対策の内容に関する事項	9
1 基本方針	9
2 組織の設置	9
3 いじめの未然防止と、早期発見・早期対応	12
4 重大事態への対処	13
おわりに	15
資料1 施策一覧	16
資料2 いじめ防止等対策フロー図	17

I 対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめ防止等の対策に関する基本理念

全ての児童生徒が「自分は必要とされている」と感じ、互いの違いを認め合い、支え合うことができるよう、次に掲げる基本理念のもと取組を進め、いじめ防止を推進していく。

基本理念

- ・ いじめ防止等の対策は、いじめが全ての児童生徒に関する問題であることに鑑み、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- ・ いじめ防止等の対策は、全ての児童生徒がいじめを行わず、及び他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- ・ いじめ防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、家庭、地域住民、行政その他の関係者の連携のもと、社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

※ 基本理念に基づく取組を進めるに当たっての留意事項

- ア 「いじめを受けた児童生徒にも何らかの原因がある、責任がある」という考え方は、あってはならない。
- イ 発生したいじめに対しては、関係者相互の連携のもと早期に解決する。
- ウ 児童生徒の発達段階に応じて、望ましい人間関係を構築、修復していく力を育むことを基本に置く。

2 いじめの定義

いじめの定義は法において次のとおり規定されており、これを踏まえて取り組むものとする。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ いじめを理解するに当たっての留意点

- ア いじめを受けた児童生徒の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定することが考えられることから、いじめに当たるか否かの判断は表面的、形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童生徒や周辺の状況等を踏まえ、客観的に判断し対応する。
- イ インターネットを通じたいじめなど、児童生徒が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童生徒が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。
- ウ 児童生徒の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることを踏まえ、対応する。
- エ 発達障がいを含む障がいのある児童生徒については、その特性から、いじめを受けている可能性があるという認識や相手が嫌がっているという認識が弱い場合があることを踏まえ、対応する。

3 いじめの具体的な様態

具体的ないじめの様態としては、次のようなものがある。

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団で無視される。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑦ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等。

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談する必要があるものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報する必要があるものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害児童生徒の意向を十分に配慮したうえで、早期に警察に相談、通報することも考えられる。

また、嫌がらせなどの暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、暴力を伴ういじめと同様、生命、身体に重大な危険を生じさせる場合があることに留意する必要がある。そのため、行為自体の問題性の軽重で深刻か否かを判断するのではなく、それらがもたらす心身の苦痛を見据えて深刻か否かを判断して取り組むことが大切になる。

暴力を伴ういじめの場合、その行為は見えやすいのが特徴である。しかし、乱暴な子どものグループ内で行われる場合などは、単なるけんかやふざけと受け止められ、気付きつつ見逃しやすいので、その場で止めるなど速やかな対応が求められる。

暴力を伴わないいじめの場合、その行為は見えにくいのが特徴である。気づかずに見過ごしやすいので、全ての児童生徒を対象とした未然防止の取組が求められる。

4 重大事態のおさえ

重大事態とは、次のような状態をさす。

- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

児童生徒が自死を企図した場合
身体に重大な傷害を負った場合
金品等に重大な被害を被った場合
精神性の疾患を発症した場合等を想定。

- ・ いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

年間30日を目安。

一定期間連続して欠席の場合などは迅速に調査に着手することが必要。

5 いじめの要因

いじめの原因を考える際は、次の点に留意する。

ア いじめは、児童生徒の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、どの児童生徒にも生じ得る。

イ いじめは、大人のふるまいを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から様々な場面で起こり得る。

ウ いじめは、加害と被害、場合によっては観衆や傍聴者の関係の中で行われることや、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性により潜在化したり深刻化したりすることに留意する。

エ いじめを行う背景には、ストレスや競争的な価値観などが存在することが明らかになっている。そのため、一人ひとりを大切にした授業づくりや集団づくりが十分でなければ、過度なストレスが生じ、いじめ発生の要因となり得る。

オ 児童生徒の発達段階に応じた、人権に対する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感を図る取組が十分でなければ、認め合ったり支え合ったりすることができず、いじめ発生の要因となり得る。

6 登別市教育委員会の責務

市教委は、市内の児童生徒が、安心して通うことのできるいじめのない学校づくりを推進するため、次の取組を進める。

- ・ 市民に対して、いじめ防止等の取組について理解を促すよう、あらゆる機会をとらえて啓発を進め、いじめをなくすという意識の醸成を図る。
- ・ 市立小中学校に対して、登別版コミュニティ・スクールを推進し、地域とともにある学校づくりの一層の充実に取り組むとともに、教育に直接携わる教職員の資質向上に向けた取組などを通して、信頼される学校づくりを進めるよう指導する。
- ・ 市立小中学校に対して、学校基本方針の改善と充実に向けて、次の取組を行うよう指導する。
 - ① 学校基本方針の学校ホームページなどでの公開
 - ② 在籍する児童生徒やその保護者への周知徹底と意見の聴取
 - ③ 学校評価を活用した学校基本方針の見直し
- ・ 市立小中学校に対して、いじめの早期発見に向けて次の取組を工夫するよう指導する。
 - ① 在籍する児童生徒に対する調査の内容
 - ② いじめ認知に関わる体制や方法
 - ③ いじめに関わる相談の体制や方法
- ・ 従来から設置していた教育指導専門員による相談窓口のさらなる有効活用を図る。
- ・ 市立小中学校に対して、いじめの問題に適切に対応できる教職員の資質能力の向上に向けた啓発資料を作成し配布するとともに、いじめの問題への対応について、研修の充実、改善を図るよう指導する。
- ・ いじめの防止等のために必要な予算の確保、配分、調整に努める。

- ・ 学校が学校基本方針の見直しやいじめの問題に対処する組織の設置、いじめ防止等のための取組を進める際に必要な指導、助言を行う。

7 学校・教職員の責務、保護者・児童生徒・市民及び地域の役割

学校の責務

学校は、①～⑤の内容を盛り込んだ学校基本方針に基づいて、次の取組を進める。

- ① いじめ防止等の取組を行うための包括的方針の策定
 - ② いじめ防止等の取組体制の確立と、校内研修実施計画の策定
 - ③ いじめの早期発見やいじめへの対処に係る具体的な取組・計画の推進
 - ④ PDCA サイクルによる方針の点検と見直し
 - ⑤ 学校基本方針の公開
- ・ 教育活動全体を通し、「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめを許さない」集団づくりに努める。
 - ・ 自他の意見に相違があっても、互いに認め合いながら課題を克服していく力や円滑にコミュニケーションを図ろうとする力を育てる。
 - ・ 児童生徒の実態やいじめが生まれる背景等を分析し、その結果をもとに全ての児童生徒が安心でき、他者から認められていると感じられる居場所づくりや、他者とかかわり他者の役に立っていると感じられる絆づくりを進める。
 - ・ 全ての児童生徒が積極的に学習に取り組み、基礎的な学力を身に付け、認められているという実感をもてる授業を展開する。
 - ・ 全ての児童生徒に、社会性や規範意識、自他の生命を尊重する心を育むとともに、将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせ、いじめを生まない環境を醸成する。
 - ・ 児童生徒の些細な変化や兆候を見逃すことがないように組織的に取り組み、いじめの認知に努める。

- ・ 学校基本方針が一人ひとりの教職員において具現化しているかどうか、点検と評価を適時行い、取組の改善に努める。
- ・ 様々な資料を活用し、いじめという事象に対する理解や、学校基本方針に対する理解を深め、教職員間の認識の共有を図る。
- ・ 保護者、地域住民その他の関係者といじめの問題について協議する機会を設け、連携した取組を進める。

教職員の責務

教職員は、次のことに留意しながら次の取組を進める。

- ・ 児童生徒への理解を深め、信頼関係を築き、児童生徒の些細な変化や兆候であってもいじめとの関連を常に考慮し、組織的判断のもと迅速に対応する。
- ・ いじめが起こらない環境づくりに努めるとともに、自らの言動が児童生徒へのいじめにつながることをないよう留意をする。
- ・ 生徒指導に関する研修会等に積極的、計画的に参加するとともに、校内研修で研修の成果を共有し合い、いじめ問題に対応できる力を身に付ける。
- ・ 双方の当事者や周りの者にとって好ましい集団生活を取り戻すことができるよう、継続した取組を組織的に進める。

保護者の役割

家庭は児童生徒にとって心のよりどころであり、児童生徒の教育に関し第一義的な責任を有している。保護者においては、次の取組を進めることが望まれる。

- ・ 保護する児童生徒の発達段階に応じて、基本的な生活習慣、社会生活上のルールやマナー、他とのかかわり方を身に付けさせる。
- ・ 保護する児童生徒に、家庭や学校、地域社会の中での役割を持たせるとともに、他とのかかわりの中で子どもの持つよさを伝え、自尊感情が育ま

れるよう指導する。

- ・ 保護する児童生徒の様子に変化や不安を感じた場合には児童生徒に寄り添い、悩みや不安を共感的に理解するとともに、学校をはじめ関係機関等に相談して支援を受けながら、その解決に努める。
- ・ いじめ問題への対応に当たり、いじめを受けた又はいじめを行った児童生徒の保護者、学校と連携して、適切な方法により問題の解決に努める。
- ・ 保護する児童生徒がいじめを行った場合には、自らの行為を深く反省するよう指導するとともに、児童生徒が過ちを繰り返さないよう見守り支える。

児童生徒の役割

児童生徒は、お互いの違いを認め合い、尊重し合いながら、いじめのない生活の実現に向けて努力することが望まれる。

市民及び地域の役割

児童生徒に関わる市民及び地域においては、次の取組を進めることが望まれる。

- ・ 児童生徒が地域社会の中での役割を自覚できる機会の提供に努める。
- ・ 保護者や学校と連携し、地域全体で児童生徒を守り育てる体制づくりに努める。
- ・ いじめを受けている、又はいじめを行っているとの疑いを感じた場合は、学校や保護者、相談機関等に相談や連絡、通報をするなどして、問題の解消に努める。

Ⅱ 対策の内容に関する事項

1 基本方針

登別市は、いじめ防止等のための対策を、総合的かつ効果的に推進するために、市基本方針を策定する。

また、いじめ防止等のための対策が体系的かつ計画的に行われるよう、地域の実情に応じた取組やいじめ防止に資する啓発活動、PDCA サイクルによる市基本方針の点検、見直しを行うものとする。

市基本方針を見直す際には、「法、国の基本方針、道の条例、道の基本方針」等を参酌するとともに、必要に応じて道からの情報提供、指導、助言を得ながら進める。

2 組織の設置

ア 校内いじめ対策委員会（各学校）

学校は、いじめの防止やいじめに対する次の措置を組織的、実効的に行うため、校内いじめ対策委員会を置く。

- ① 未然防止のための年間活動計画の作成。
- ② いじめの早期発見の全校的な取組の推進（調査・相談窓口・教育相談など）。
- ③ いじめの疑いがある場合の情報収集と、いじめ認知後の支援、指導体制の確立、保護者との連携や、市教委への迅速な報告。
- ④ PDCA サイクルによる点検、評価に基づく学校基本方針の見直し。

構成員は、学校長・教頭・生徒指導部長・教務主任・いじめ防止担当教諭・学年主任・当該児童生徒学級担任・養護教諭・スクールカウンセラー・心の教室相談員・その他（協議の内容に応じて外部の専門家の協力を依頼する。）とする。

定期的な開催を基本とし、いじめ事案発生時は適時開催するものとする。

イ 地域いじめ対策委員会（各学校）

各学校は、保護者や地域と連携し、地域全体で児童生徒を守り育てる体制をつくるために地域いじめ対策委員会を置く。

- ① 各学校におけるいじめ防止のための年間活動計画の承認。
- ② いじめの早期発見の全校的な取組の検証（調査・相談窓口・教育相談など）。
- ③ いじめに関する情報の共有、認知後の支援・指導体制、保護者との連携、市教委への報告等の検証。
- ④ 地域において、いじめを受けている、又はいじめを行っているとの疑いを感じた場合、学校や保護者、相談機関等の関係団体に相談や連絡、通報。
- ⑤ 見直した学校基本方針の承認。

構成員は、学校長・教頭・生徒指導部長・PTA 正副会長・学校運営協議会正副会長など、各校の実状に合わせる。

定期的な開催を基本とし、いじめ事案発生時は適時開催するものとする。

ウ 登別市不登校・いじめ等対策会議（登別市教育委員会）

市教委では、各学校や関係機関との連携を密にし、児童生徒を守り育てる体制を充実させるために登別市不登校・いじめ等対策会議を置く。

構成員は、学校担当者、校長会・教頭会代表、教育委員会（学校教育グループ教育指導専門員・生徒指導担当教諭・スクールソーシャルワーカー、社会教育グループ青少年支援員）とする。

内容に応じ、市教委が胆振教育局や室蘭警察署、その他関係機関等との連携を図り、いじめ防止等を推進する。

企画運営会議や定例会議のほか、必要に応じて随時開催するとともに、情報交流のみならず、効果的な対応策や事業についての討議を行う。

エ 登別市重大事案対策委員会（登別市教育委員会）

従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えを踏まえ、学校の対応では重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断される場合や、学校の教育活動に支障が生じる恐れがある場合は、市教委が重大事案に対処する。その際、調査や対応、同様の事態発生防止のため、登別市重大事案対策委員会を置く。

構成員は公平性、中立性を確保するために、次の中から状況に応じて決定する。

学校教育・社会教育等、教育に関する専門知識を有する者
人権や犯罪等、法律に関する専門知識を有する者
児童生徒の精神保健に関する専門知識を有する者
児童生徒の心理に関する専門知識を有する者
人権擁護に関する専門知識を有する者
保護者及び社会教育関係者

当該重大事案に係る事実関係を明確にするため、質問票の使用またはその他適切な方法での調査結果に基づき、対応策を決定する。

市教委は、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、当該調査結果や重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

また、調査結果及び対処の状況を市長に報告する。

オ 登別市いじめ調査委員会（市長）

上記報告に係る重大事態への対処又は同様の事態発生防止のため必要がある場合は、市長の判断のもと再調査等を行う登別市いじめ調査委員会を置く。

構成員は公平性、中立性を確保するために、次の中から状況に応じて決定する。

学校教育・社会教育等、教育に関する専門知識を有する者
人権や犯罪等、法律に関する専門知識を有する者
児童生徒の精神保健に関する専門知識を有する者
児童生徒の心理に関する専門知識を有する者
人権擁護に関する専門知識を有する者
保護者及び社会教育関係者

※ ただし、登別市重大事案対策委員会の構成員と重複しないよう調整する。

再調査の結果をもとに対応を審議するとともに、調査結果を登別市議会に報告する。

再調査の結果と審議内容を踏まえ、市長及び市教委は、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態等の対処又は同種の事態発生防止のために必要な措置を講じる。

3 いじめの未然防止と、早期発見・早期対応

市教委と学校、家庭、地域は連携を十分に図り、「地域とともにある学校づくり」を推進していく中で、いじめの未然防止と早期発見・早期対応を進めていく。

いじめの未然防止

- ① 児童生徒のコミュニケーション能力を育み、よりよい集団をつくる態度を養うとともに、主体的に参加できる教育活動を進める。
- ② 児童生徒の発達段階に応じて、豊かな心と感性を育む教育の充実を図り、生命尊重や思いやりの心を育むとともに、社会性や規範意識が高まる取組を推進する。
- ③ 特に学校においては、教職員の不適切な認識や言動がいじめを生む土壌にならないよう、指導力の向上に努める。

- ④ いじめ防止等にむけたより有効な手立ての構築を、関係機関と連携をしながら進める。

いじめの早期発見・早期対応

- ① ささいな兆候でもいじめとの関連を常に考慮して、初期段階から複数の教職員で組織的に関わりを持ち、いじめを隠ぺい・看護・軽視することなく、いじめを的確に認知し、早期に対応できるよう進める。
- ② 児童生徒はもとより、保護者と地域住民、学校は信頼関係の構築を通していじめの実態把握に努めるとともに、児童生徒や保護者がいじめを訴えたり相談したりできる環境を整える。
- ③ 各学校は、いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であってもそれぞれの学校が適切に対処できるよう、学校相互の連携強化に取り組む。
- ④ 各学校は、いじめ防止等に対して、迅速かつ適切に組織で対応することができるように、取組内容の点検と評価、改善を進める。

4 重大事態への対処

重大事態が発生した場合、次により迅速に対応していく。

- ① 学校は重大事態発生を市教委に報告し、市教委は市長へ報告するとともに、胆振教育局並びに室蘭警察署その他関係機関に情報提供を行い、連携をとる。
- ② 市教委は、登別市重大事案対策委員会を設置するとともに調査を行い、事実関係を掌握し、対応策を決定する。その際被害にあった児童生徒や保護者との連携を十分に図り、その他の児童生徒や保護者にも、適時、適切な方法で情報提供を行いながら、対応を進める。

※「事実関係を掌握し」とは、重大事態に至る要因となったいじめが、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があった

か、学校や教職員がどのように対応したかなどの事実を、可能な限り明確にすることを指す。

※この調査は、当該事態の解決を図るため、または当該事態と同様の事態の発生防止を図るためのものであり、民事・刑事上の責任追及等を直接の目的とするものではない。

- ③ 登別市重大事案対策委員会は、市教委を通して調査結果を市長に報告する。市長は必要と認める場合に登別市いじめ調査委員会を設置し、再調査のうえ対策を講じる。(その場合、市長は再調査の結果を登別市議会へ報告する。)
- ④ 学校は、登別市重大事案対策委員会で決定した具体的な対策を、市教委の指導、支援のもとに進めていく。

おわりに

市基本方針は、市教委や学校の責務だけではなく、保護者や児童生徒、市民及び地域の役割も明らかにし、社会全体でいじめ問題の解決に向けて取り組む具体的なあり方を提示しています。市や学校は、児童生徒を取り巻く全ての方と力を合わせて、いじめ問題の未然防止、早期発見・早期対応をより確かなものにしていき、いじめ問題が起こらない環境をつくりあげていきます。

市教委としましては、いじめ防止等に対する取組を一層推進するため、市内全小中学校に設置している校内いじめ対策委員会、地域いじめ対策委員会と連携し、組織的な取組を進めていきます。

かけがえのない存在である児童生徒の健やかな成長のために、皆様方のご理解とご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

平成28年2月

登別市教育委員会

資料 1 施策一覧

登別市不登校・いじめ等対策会議による施策

- ・ 教職員研修会～対象は小中学校教諭（年 2 回）
- ・ ふれあいサポート懇談会～対象は不登校児童生徒が在籍する学校関係者
具体策を交流し合い、効果的な対応策を検討（年 2 回）
- ・ 学校訪問～教育委員会担当職員が各学校を訪問
状況把握、助言・支援（年 2 回）
- ・ 中学校区地区別懇談会～中学校区の学校関係者同士で情報交流
- ・ 保護者懇談会～保護者からの申し出で行う。毎月第 2 火曜日、相談窓口を開設（市民会館 2 階に相談室あり。）

市教委と学校が行う施策

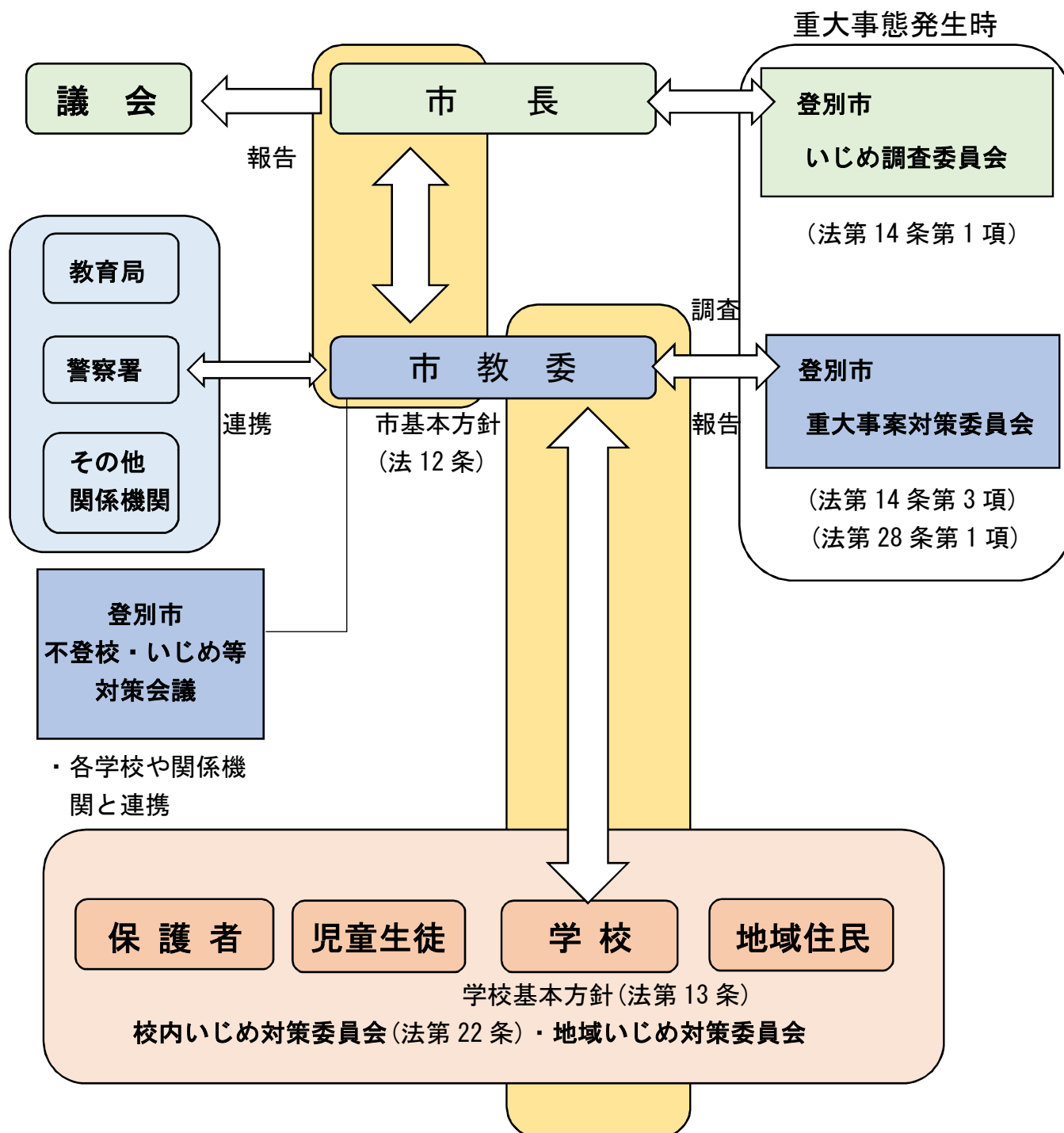
いじめの未然防止

授業の充実 校内研修の推進 情報活用能力の育成
児童会と生徒会活動の充実 子ども理解支援ツール ほっと の活用
道徳の時間の充実 地域での体験活動を生かした豊かな心の育成
情報モラル教育の充実 情報活用能力の育成
保護者や地位への啓発活動の継続 P T A との連携
学校運営協議会・地域いじめ対策委員会の活性化
コミュニケーションハンドブックでの研修と活用
教職員研修会（事例研修・教育講演会）ふれあいサポート懇談会の開催
スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの校内研修会への派遣
不登校・いじめ等対策会議での実践交流と協議

いじめの早期発見・早期対応

校内いじめ対策委員会・地域いじめ対策委員会での組織的な対応
教育指導専門員や SC、SSW 等の派遣
アンケート調査と教育相談
市相談窓口の有効活用（実際の相談時間等は要相談）
中学校区地区別懇談会、学校評価の活用

資料2 いじめ防止等対策フロー図



登別市いじめ調査委員会並びに登別市重大事案対策委員会の構成員
 教育や法律、児童生徒の精神保健並びに心理、人権擁護等に関する専門知識を有する者や、保護者及び社会教育関係者
 ※市いじめ調査委員会の構成員は、市重大事案対策委員会構成員と重複しないこと